

## 平成 22 年度第 2 回永田浜ウミガメ保全協議会

【日 時】 2011 年 2 月 16 日（水） 19:00～21:10

【場 所】 永田公民館（屋久島町永田）

【議事録】（敬称略）

### 1. 開会

- ・ 資料確認
- ・ 欠席者確認

### 2. 議事

#### 1) 永田浜ウミガメ観察ルール 2011 について

（資料 1 説明：環境省）

**環境省：**

12 月に実施した各団体との打合せでは、2010 年と同じルール内容が良いとの意見だった。この内容で本日合意できれば、早めに記者発表を行いたい。

**屋久島町：**

ルールの内容に異論はないが、ルールガイドに掲載されているウミガメの写真を差し替えてほしい。ウミガメの姿がはっきり写っているので、観光客へ写真を撮れるという誤解を与えてしまう。

**環境省：**

了。ルールガイドの写真は明け方撮影したものであるが、誤解を招く可能性があるので、差し替える。

**NPO 法人屋久島うみがめ館：**

ルールガイドはどこへ配布しているか？大手ホテルにも配布しているか？

**環境省：**観光協会に加盟している全ての宿泊施設に配布している。

**NPO 法人屋久島うみがめ館：**

あるホテルの支配人と話したが、ルールの内容を知らなかった。

**永田ウミガメ連絡協議会：**毎年、観察会開催時期の前に観察会のチラシを持って、直接協力をお願いしてまわっている。

**NPO 法人屋久島うみがめ館：**

大きなホテルでは、全従業員に情報が行き渡っていないのではないか？

**環境省：**

呼び掛けていくしか方法はないので、根気よく啓発していきたい。協議会メンバーの皆様も機会があれば、どんどん啓発してほしい。

ルールの内容に対しては、意見ないか？

一同：意見なし。

**環境省：**

意見がないようなので、2011年のルールは資料1のとおりとさせていただきます。

一同：了。

## 2) エコツアーリズム推進法による利用規制について

(資料2 環境省)

**環境省：**

手続きを進めていく中で、教育旅行についても上限人数を記載する必要があるとの指摘があったため、上限人数を決めさせていただきたい。

まず、念のため確認するが、ふ化期については教育旅行の受け入れを設定しない方針で良いか？

NPO 法人屋久島うみがめ館：良い。

**環境省：**

産卵期について、昨年の実績は5団体5回が訪れ、1団体の人数は22人から47人だった。事務局としては、大型バス1台に1名が乗り込んでレクチャーを実施するという現在の手法を考えれば、大型バス2台以上の人数には設定すべきでないと思っている。

屋久島環境文化財団：実情に応じた人数設定で問題ないのであれば、50名としてほしい。

永田ウミガメ連絡協議会：同意見。

**環境省：**では、50名としたい。

一同：了。

## 3. エコツアーリズム推進法に基づく利用規制導入後の観察会について

(資料3 説明 環境省)

**環境省：**

今日の案は、今後議論するための叩き台として作成したもの。来年秋頃までに引き続き検討していきたいと思っている。参加費の積算も概算であるため、参考値としてみてほしい。

**屋久島観光協会：**

屋久島町のエコツアーリズム全体構想の策定作業が進んでいるが、開催要項を訂正できるのか？

**環境省：**

全体構想には上限人数と観察会への参加を義務づける利用条件しか記載していな

い。観察会の具体的な観察会の開催方法や参加方法については、本協議会で開催要項を策定することになる。

**屋久島環境文化財団：**

観察会の参加受付は、利用承認の事務とは厳密に言えば別になるので、主催者である2団体から事務委託を請ける必要がある。その際に無償契約ではなく、有償契約になる可能性が高い。

また、2つの団体からそれぞれ委託を請けるよりは、永田浜ウミガメ保全協議会として、1つの団体から委託できる方が望ましい。今後、そのように協議会を組織してほしい。

**屋久島観光協会：**

飛行機が欠航の場合も、参加費は払い戻さないのか？お客様の責任がないところまでお金が取れるのかどうか難しい問題。取るなら取るにしてもきちんと議論して、関係者の間で共通認識を持つ必要がある。

**永田ウミガメ連絡協議会：**

15年間観察会をやってきて、一番心配しているのは、安全管理の問題。夜の浜で釘を踏んで怪我をしたら、管理責任を問われるのではないか。今の免責事項の記載で十分だろうか？これまでより参加費が高くなるので、保険の補償もこれまでよりしっかりとしないといけないのではないか？

**屋久島観光協会：**

保険料は1人あたりの値段があるので、総額ではなく、それを明示した方がよい。こういったイベントの保険は1人50円くらいであったはずだが。

**環境省：**

保険の内容は、今後調べたい。現在の永田浜ウミガメ保全協議会は関係機関の話し合いの場であって、事業主体となれるような会計機能はない。保険に加入するとすれば、各主催団体に加入していただくことになる。

現在の協議会は今後いずれかの団体に会計を担ってもらい、町に事務局をお願いできるのであれば、事業主体として観察会を開催することもできる。

**NPO 法人屋久島うみがめ館：**

本協議会の設置時から、本協議会が実施主体となって産卵期とふ化期を通した観察会を開催した方がいいと思っている。そうすれば、参加費の余剰金を少しずつ貯めることができ、栗生や中間を含めて、屋久島のウミガメの保全のために活用することもできるのではないか。

**環境省：**

本日の協議会の場ですぐに結論を出すことはできない。後日、事務局から関係機関に改めて相談に伺わせていただく。

#### 4) その他

##### ・ JAL × 亀田製菓「ウミガメ募金」について

##### 屋久島環境文化財団：

JAL と亀田製菓からウミガメ募金として、約 13 万円いただいた。この募金はウミガメの保護のために使うことになっており、その用途を協議会の場で決めていただきたい。財団としては、事前レクチャー用のテレビと DVD デッキの購入を検討していたが、他の用途でも良い。次回協議会で意見をほしい。

##### ・ その他

##### 環境省：

前回の永田ウミガメ連絡協議会との打ち合わせの際に指摘されていた漁協との調整について、屋久島漁業協同組合長とお会いしてきた。強いて言えば、アサヒガニや漁具への影響がいわれるが、アサヒガニについては、11 月と 12 月のみ解禁されており、水揚げ量はシーズン通して数 100 キロ、1 日最大水揚げ量は 40 キロ程度で、もともとの水揚げ量が僅少のため、ウミガメの影響はほとんどないとのことだった。

漁具に対する影響については、ウミガメは保護動物なので網に掛かればすぐに外して逃がすとのこと。網は繕えばすむだけなので、大した問題ではないそうだ。永田浜で取り組んでいる利用調整やウミガメ観察ルールに対しても説明したが、漁協として特に意見はないとのことだった。

一同：了。

(了)